

## 半田市ドラレコ隊実施要領

### 第1条 目的

この要領は、半田市ドラレコ隊（以下「ドラレコ隊」という。が地域の見守りの目となり、地域の犯罪抑止及び防犯意識の向上を図り、警察との連携を通じて事件及び事故の早期解決を目指し、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### 第2条 事業内容

ドラレコ隊隊員（以下「隊員」という。）はドライブレコーダー搭載車を利用する際に、半田市から交付される装備品（マグネット）を装備して走行し、地域の見守り活動を行うこととする。また、事件、事故発生後に警察からドライブレコーダーに録画されている映像の提供依頼があった際には、映像の提供に協力することとする。

### 第3条 登録要件

隊員の要件は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 半田市内に在住、または在勤している者
- (2) ドライブレコーダーが搭載されている車両を保有している者
- (3) 防犯の意識をもって活動できる者
- (4) 半田市から提供される、装備品を装備して活動できる者
- (5) 半田市から送信される情報提供依頼メールを受信することができるメールアドレスを有する者
- (6) 情報提供依頼に該当するデータを保有している場合、情報提供ができる者
- (7) 暴力団員又は暴力団、暴力団員その他の反社会勢力と密接な関係を有する者でない者

### 第4条 登録

ドラレコ隊に登録を希望する者は、所定の登録申込書を市に提出するものとする。

### 第5条 装備品の交付等

- (1) 市は、申請のあった者に対し、ドラレコ隊の活動に必要な装備品（マグネット）を交付するものとする。
- (2) 隊員は、ドラレコ隊の活動を行うに当たっては、前項の装備品をドライブレコーダー搭載車両に装着するものとする。
- (3) 隊員は、交付を受けた装備品を譲渡、貸与、又は担保に供してはならない。

### 第6条 情報の提供

隊員は、メールを通じて情報提供の依頼があった際には、依頼内容を確認し、該当データを保有している場合は速やかに半田警察署へ情報提供を行うものとする。

#### 第7条 登録解除

市は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

- (1) 登録者から登録の解除の申出があったとき。
- (2) 第3条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 防犯パトロール隊として適当ではない行為を認めたとき。

#### 第8条 留意事項

- (1) 活動する際には、隊員として、交通事故その他のトラブルに留意すること。
- (2) 不審者等を発見した場合は、追尾等をする事なく、直ちに警察に通報することを徹底し、自身及び周囲の安全確保を最優先させること。
- (3) 健康に十分留意し、体調不良の際には、活動を中止すること。
- (4) 他人の人権、財産及びプライバシーを侵害するような行為はしないこと。
- (5) 情報提供依頼メールの受け取りにあたっては、半田市防災交通課から送信されるメールが受信できるよう設定すること。

#### 第9条 免責事項

半田市ドラレコ隊の活動に伴う事故等による負傷、疾病等については、市及び警察はその責めを負わない。

#### 第10条 その他

この要領に定めるもののほか、ドラレコ隊の活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は令和2年9月15日から施行する。